

## 文化部活動の地域移行に関する検討会議（第6回）

- 日時 2022年7月25日（月）14:00～16:00
- 場所 霞ヶ関ナレッジスクエア（霞ヶ関コモンゲート3F）

### ■議事録

#### （北山座長）

定刻となりましたので、ただ今から第6回文化部活動の地域移行に関する検討会議を開催いたします。皆様、大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の会議も、傍聴の方はYouTubeによるオンライン配信をご覧いただいております。

本日は、石津谷委員の代理で、全日本吹奏楽連盟副理事長の植田様にご出席いただいております。金田委員につきまして、ご欠席とのご連絡をいただいております。また、本日の議題（2）関係団体からのヒアリングの関係で、日本教職員組合の丹野書記次長がお越しくさっております。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、中原審議官より一言ご挨拶をお願いいたします。

#### （中原審議官）

本日はご多忙の中、第6回文化部活動の地域移行に関する検討会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、各員の皆さまにおかれましては、これまでのご議論、ならびに前回は提言（案）について活発なご議論を頂戴しまして、誠にありがとうございました。検討の経緯についての表現や、今後の目指す姿、地域における新たな文化芸術などに親しむ環境の在り方など、幅広くご意見を頂戴いたしました。

本日は、前回のご意見を踏まえ修正されております提言（案）について、ご確認、ご議論いただき、その後、関係各所の皆さまからのご意見を頂戴することとなっております。委員の皆さまにおかれましては、これまでのご議論を踏まえまして、引き続き今後の提言（案）取りまとめに向けたご議論、ご支援を頂ければと思っております。本日も何とぞよろしくお願いいたします。

#### （北山座長）

中原審議官、ありがとうございました。

本日の議事は、次第にありますとおり、(1) 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）について、そして (2) 関係団体からのヒアリングについてとなっております。

議事に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いします。

### (事務局)

それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日は、議事 1 に関する資料としまして、資料 1「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）」と、議事 2 に関する資料といたしまして、関係団体からの意見書がございます。

順番に申し上げます。参考資料 1、菅野委員資料、一般社団法人全日本合唱連盟からの意見書でございます。資料 2、富士道委員資料、全日本中学校長会からの意見でございます。資料 3、全国都道府県教育委員会連合会の資料、資料 4、全国都市教育長協議会資料、参考資料の 5 が中核市教育長会の資料でございます。資料 6 が全日本教職員連盟資料、資料 7 が全日教連意見、資料 8 が日本教職員組合の資料、そして資料 9 となりますのが指定都市教育委員会協議会資料となっております。

資料については以上でございます。不備などございましたら、事務局までお声掛けいただければと思います。

### (北山座長)

ありがとうございました。

それでは、議事に移ります。議事 1 についてですが、提言（案）の修正箇所等について事務局から説明いただいた後に、各委員の皆様からご意見等を頂戴いたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

### (事務局)

まずは、前回第 5 回でのご議論を踏まえての修正点というところについて、かいつまんでご説明を申し上げていきたいと思っております。この後、団体の皆さまからの意見のご紹介もございますので、まずこちらの提言（案）修正についてご説明した後、全体ということでもご議論を頂ければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず資料 1 の 1 ページをお開きください。冒頭の「はじめに」「検討の経緯」のすぐ下のところになりますが、前回の会議の中で、齊藤委員から、部活動が、文化部が特に多岐にわたるのだというふうなお話を頂きました。そういったことを踏まえまして、冒頭の 2 行目のところに具体事例といたしまして「吹奏楽、合唱、美術、パソコン、自然科学など文化部活動」という追記をさせていただいております。ちなみにこれは、文化庁が行っております調査の中で、所属の生徒数が多いもの 5 位までのところを並べたところでございます。

それから第 5 回の会議の中で、野口委員、村田委員からは、これまでの部活の意義についてきちんと押さえるべきではないかというお話がございました。こちらにつきましては、この「はじめに」の「検討の経緯」の 1 段落目、2 段落目のところで、これまでの部活の意義を改めて記載しているということで、認識をしておるところでございます。

続きまして 3 ページに飛んでいただきまして、3 ページの前半の「今後の目指す姿」の中

の3段落目のところで、金田委員のほうから、この文化部活動の地域移行に関して、確かにその地域での文化芸術等に触れる機会の拡充というふうな方針も大事けれども、やはり一番の主眼として、学校における働き方改革というのがあるのではないかと、特に保護者はそういう受け止めをしているというふうなご指摘を頂きましたので、そこに「文化部活動の地域移行は、学校における働き方改革に寄与するとともに」と1文を入れさせていただいております。

それから、その下、4つ目のところ。「意欲のある教師を含め専門性等を備えた指導者」、ここに関しては前回ご議論があったところでございます。そこをおさらいいたしますと、大坪委員、富士道委員、熊谷委員からは、やはりこの今後の目指す姿というふうな最終的な姿を描くところに、この「意欲のある教師を含め」というふうな前書きは要らないのではないかと、ここは削除すべきではないかというふうなご指摘を頂きました。一方で、齊藤副座長、それから石津谷委員からは、やはりスポーツ庁との整合性もあろうと、あるいは若手教師の育成という観点もあろうというふうなご指摘を頂きまして、取りあえず今日の資料1といたしましては、「意欲のある教師を含め専門性等を備えた指導者」という文言を残してございます。

ただ一方で、事務局としての副案ということをお話申し上げますと、例えばこの後に出てきます指導者の質のところでは「資質・能力を備えた指導者」といった表現もございまして、副案的には、この部分を教師という文言は出さずに「意欲や資質・能力、専門性等を備えた指導者や」というふうな形で修正することもあろうかというふうにご検討いただいております。後ほどご議論いただければと思います。

少し飛んでいただきまして、続いて17ページをお開きください。こちらに関しましては、責任主体の関係に関するご質問ということで、齊藤副座長、石津谷委員、菅野委員からもご指摘を頂いたところでございます。責任主体の明確化に関しましては、事務局のほうから、そこは恐らくシンプルには運営主体が責任者ということになるであろうということでご説明を申し上げまして、恐らく地方公共団体になるのか、民間団体になるのか、そのどちらかが責任主体になるでしょうか。で、地方公共団体といったときに、当然、学校の中でやるのか、あるいは学校外の教育としてやるのかというところで違いがあるであろうということ、ご説明を申し上げたところでございます。

そういったご説明を申し上げながら、この17ページのところの記載にございまして、段取りとしては、②の「求められる対応」のところにありますとおり、まずは国が、地方公共団体における取り組みの参考となるよう、事例を資料としてまとめて提供すると。それを受けて、地方公共団体が事例も参照しつつ体制等の構築等の取り組みを着実に進めていくと。それに関連してということで、次の丸のところになりますけれども、その際、関係者を集めた委員会など、定期的・恒常的な連絡調整を行える場など体制を整備し、そうした委員会等において、ご指摘があったような、活動中の生徒同士のトラブル、事故等の対応を含む、管理責任の主体を明確にしておくというふうな流れになると。こういった流れになるとい

うことを想定しておるところでございます。こちらは修文というよりは補足的なご説明になります。

それから、27 ページ、会費の在り方に関するところで、中頃、下の②「求められる対応」の一番上には、会費等に関して、保護者にとって大きな負担とならないように、団体等に対して施設について低廉な額での利用を認めたり、送迎面で配慮したりするなど、地方公共団体や国からの支援を行う必要があるというふうな記載があります。

これに関連いたしまして、第 5 回検討会議で、石津谷委員からは、吹奏楽について、1 つ目として楽器のメンテナンス費用がかかるということ、2 つ目として、今まで学校で購入していたものがなくなって、地域団体、これは多分民間を想定されているのだらうと思いますけれども、民間を想定されたときに、購入したいときに、結局、何らかの公費の手当がなくて会費に跳ね返るようなことになるのではといった、2 点のご懸念のお話がありました。このメンテナンス費用という、ある意味、非常に詳細の関係をご指摘いただいたことに対しましては、大坪委員からは美術の観点からということで、文化部活動というのは多様性があるのだと。なので、この趣旨で提言としては十分ではないかというご意見。それから、野口委員のほうからは演劇の事例を出していただきまして、いろいろな部があって事情はみんな違うというご意見を頂いたというふうに承知をしております。それから、菅野委員、齊藤副座長、それから熊谷委員からは、国は財政支援をするのかというふうなことのご指摘を頂いたと認識しております。

こちら、国の財政支援については、かなり多岐にわたって書いてございまして、こちらの 27 ページをはじめといたしまして、18 ページでは文化庁の文化部活動に対する予算の充実の話が書いているのと、それから、28 ページには経済的困窮家庭への支援、国の財政措置について書いていること、それから、45 ページにも改革集中期間における国の積極的な支援というふうな記載がございます。以上、補足的なご説明でございました。

それから同じく 27 ページの「求められる対応」の 2 つ目の丸のところ、ここに関して石津谷委員のほうから少し分かりにくいというふうなご指摘がございましたので、ちょっと表現をシンプルにしまして「指導者には適切な対価が支払われることが重要である一方で、会費の負担自体に対して保護者の理解を得ていく必要がある」というふうな形で整理をさせていただきます。

続きまして、41 ページ、こちらの冒頭でございます「しかし」のところの文章です。「活動時間や休養日について、必ずしもガイドラインが守られていない状況も見られ」という部分について、これのデータの根拠がどうなっているのかというご質問について、石津谷委員からございました。村田委員からも同様のご意見を頂いたというふうに承知をさせていただきます。

これまで、なかなか参照しておりませんでしたけれども、机上配布資料をご覧いただければと思います。こちらの 7、耳が付いております 7 の 14 ページをお開きいただきますと、中学校の文化部で、平日、ガイドラインというところで申し上げますと、2 時間以上という

ところが、恐らく、ガイドラインでは 2 時間程度と表記をしているところがございますので、2 時間以上の部活がどれぐらいあるかということに関しまして申し上げますと、全体としてはまだ 2 時間以上のところが 23.3%でございます。それから休日に関しましては同様に 22 ページにございまして、そちら、休日 3 時間以上というところが 30.3%というふうな実態でございます。ちなみに連盟からご参加いただいておりますので、ご参考まで申し上げますと、平日 2 時間以上につきましては、吹奏楽に関しては 39.8%、合唱については 30.3%。休日 3 時間以上のところがございますが、吹奏楽が 71.2%、合唱が 38.6%というふうなところがございます。こちらも補足の説明でした。

最後、45 ページ、お開きを頂きまして、こちらも補足のご説明になりますけれども、休日の地域移行の達成時期の目途というふうなところに関しまして、熊谷委員からは、そういった段取りというか、そういったところに対するご質問、それから石津谷委員からは、やはりその地域の実情に応じたというところが必要だというふうなご質問を頂いたところがございます。

45 ページの上から 3 つの段落のところが、そこに関して表記をしているところになりました。まずおさらいになりますけれども、目標時期については、できる限り早期とすることが望ましいが、一方で、環境整備充実には一定の時間を要するから、令和 5 年度の休日の文化部活動の段階的な地域移行開始から 3 年後の、令和 7 年度末を目途とするということ。まず 1 点目でございます。

そして、段取りといたしまして、2 つ目の丸のところ、国は目標時期を踏まえガイドラインを今年度早期に改訂すると。それを受けて、その改革集中期間の中で、全ての都道府県で移行を見据えた具体的な取り組み、スケジュール等を定めた推進計画を策定し、各市町村でも策定するということが適当というふうなことで書いているとともに、3 つ目の段落のところで、各地方公共団体においては改革集中期間で取り組みを重点的に行っていくと。地方公共団体により、合意形成や条件整備等のため、地域移行の実現にさらに時間を要する場合でも、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すというふうなところを記載してございます。

さらには、先ほど少し国の財政措置の支援ということで申し上げた 4 段落目に差し掛かりますけれども、改革集中期間において、国として、各地方公共団体における取り組みに対して、特に積極的に支援、着実に取り組みが進められるようにすることが必要というふうな表記があるところがございます。

以上、雑ぱくですけれども、前回のご議論を踏まえての補足説明と修正案でございました。

#### (北山座長)

ありがとうございました。

前回の委員の皆様からのご意見等を踏まえて、提言(案)について修正箇所等の説明がありました。ご意見あるいはご質問のある方は、挙手または挙手ボタンにてお知らせください。

どうぞ、野口委員。

**(野口委員)**

全国中学文化連盟、野口でございます。いつもありがとうございます。また、提言のまとめ、本当にありがとうございます。

最初をお願いなのですが、出だしの部分なのですけれども、「はじめに」のところに、吹奏楽、合唱、美術・工芸、自然科学、パソコンとあって、ここに演劇が入っていないというのが私としては非常に残念に思っています。

理由としましては、演劇教育というのは、お子さまたちの表現力、発想力、創造性を育てるという意味で、大きな教育の一つであるというふうに思っております。例えば、保育園、幼稚園、小さいお子さんから、やはり劇作りという活動はずっと進められておりますし、中学校の学芸会、中学校・高校の演劇部の活動ということで、子どもたちが育っていく、情緒の面で大きく育っていくという活動の根幹を担っているというふうに思っています。この文化部の提言の中に「などの部活動」というところになってしまうのは、私としては大変残念。演劇の2文字が入れていただけないかなというお願いでございます。

自然科学という部分があって、私、個人的には、理科の教員ですので、自然科学というのが入れていただいたのは大変ありがたいです。理科部を持っておりまして、科学的な探求力、子どもたちが育つ、自然科学に親しむという意味で、ここに入っているのは大変うれしいです。同じように、演劇部の子どもたち、例えば不登校のお子さまが演劇部の教育を通して発表する力が付いた、学校に来られるようになった、いろんな事例を見ておりますので、演劇の力も大きいぞというふうに思っているのです。

文化活動の中に演劇という言葉がぜひ入らないかなという願いでございます。願いは、それ、今の部分ではぜひ入れていただければありがたいということです。よろしく願いいたします。以上です。

**(北山座長)**

ありがとうございます。貴重なご意見いただきました。確かにおっしゃるとおりで、私も別のところで書いている文章には演劇を入れております。大切なことだと思います。ありがとうございました。

他の方、いかがでしょうか。

**(野口委員)**

もう一つだけ追加よろしいでしょうか。

**(北山座長)**

どうぞ。

**(野口委員)**

数が少ないというところでは、そのとおりだと思います。演劇部の顧問というのは大変重労働で、劇の指導だけではなくて、大道具作り、衣装作り、音響の整備、照明の勉強、いろんなものが入って、一教員が全部抱えてやっていくのは大変にエネルギーが要る部活動だと思うのです。なので、確かに演劇部が減っていているという現状はございます。数に出てこない。ただ、もう一ついえば、やりたい教員が異動した先に、演劇部のない学校に異動してしまった、「演劇部をつくりたい」と言っても、学校の事情で「もうこれ以上、部活は増やせません」という現状があり、やりたい教員ができないということもあるのです。なので、一概に数が少ないからというところでご判断いただくのは大変残念に思います。

**(北山座長)**

分かりました。ありがとうございます。

他の方、いかがでしょうか。大坪委員、どうぞ。

**(大坪委員)**

武蔵野美術大学の委員です。よろしくお願いいたします。

前回のところでかなり議論になりました、最初の 3 ページにございます「今後の目指す姿」のところに「意欲ある教師を含め」のところを、今回この提言（案）文ではそのままになっておりますけども、事務局のほうから今ご説明ございましたような、「意欲があり資質・能力を備えた指導者」というような形で、ここはぜひ書いていただきたいと思います。

今回、特に教師の兼職兼業につきましては、かなり、微にわたり細にわたりといいますか、かなり詳しく書いていただいております。

それを通覧してみますと、これからの教師が部活動を指導する場合、意欲のある教師が部活動を指導する場合であったとしても、今後の理想的な姿としては、教師として関わるのではなくて、その地域に住まい、あるいはその地域に勤務する教師が地域の文化活動に参加するというのが、この兼職兼業のところ細かく書かれている趣旨だと思っております。

ということは、改めてこの将来像のところに教師という言葉を入れなくても、十分、資質・能力があり、意欲もあり、そして指導経験もある教師がその指導者の中に含まれるということは明らかでございますので、あえてこの段階で、最初の「今後の目指す姿」のところに教師を入れる必要はないというふうに、私は考えております。以上です。

**(北山座長)**

ありがとうございます。ご趣旨、私もよく分かります。

これに関連してですか。では、お願いします。

**(富士道委員)**

全日本中学校校長会の富士道でございます。

今の3ページのところですが、前回も、やはりこの教師という言葉が残ることによって、結局、兼職兼業ができますよということで、今ある部活動は教師が指導していく形で残ってしまうのではないかという危惧があります。先週、全国の8地区の副会長で構成する常任理事会が開催されましたがその中でも、そのようなことを危惧する副会長の話もございました。

先ほど、今、事務局案として、本当に意欲ある資質・能力、そしてその専門性等を備えた指導者、その中に教員が入ってもいいわけですがけれども、教師という言葉が残ってしまうことで引きずられてしまったら駄目だと考えます。先ほどの事務局案に私は賛成です。以上です。

**(北山座長)**

ありがとうございます。

これに関しまして、他の方、ご意見ございますか。「意欲ある教師」という文言です。

**(熊谷委員)**

よろしいでしょうか。

**(北山座長)**

どうぞ。

**(熊谷委員)**

私も考えを整理してみたのですが、教師という文言を、少なくとも最初の基本方針のところでは、見えない格好のほうがいいように思います。

というのは、やはり、意欲があるというのは、地域から、例えば、指導力ということではなくて、もめ事をおさめたり、外部団体との連絡調整の能力、教員特有の能力をあてにされているという意味で、どうしても「先生、続けてください」というお願いはあると思うのです。そういうときに、「意欲がある」というのは数字的に評価できませんので、例えば「コンクールで何度優勝させました」みたいな指導力的な実績とはちょっと違うものなので、同調圧力に流される恐れが非常に高い表現だなというふうに思います。

前回、私、言いましたけど、でも本当にやる気があって指導力もある人が現場から排除されないように、「もう働き方改革なのだから、一切とにかく土日は、教員は関わってはならん」みたいなことだとよくないと思うので、ほんとうに望んでいる人が土日の指導ができる仕掛けだけは、ちゃんと残してほしいというのは、意見として言います。

今までのお2人と私は同じ意見です。



**(北山座長)**

ありがとうございます。

兼職兼業ということがあるものの、「はじめに」のところで「意欲ある教師」というふう  
に書いてしまうのは、この提言の趣旨からはあまり望ましくないのではないかと  
いうご意見ですが、それに同意あるいは反対の方がいらっしゃいましたら、ご意見を伺えます  
でしょうか。

それでは、齊藤委員。

**(齊藤(忠)委員)**

信州大学、齊藤です。よろしくお願いします。

私、前回、「意欲のある教師」を残したほうがよいのではないかとお話をしたのですが、  
スポーツ庁の提言書にも、やはりその一文は残っています。地域移行になってからも、「意  
欲ある教師」が関わらないと動かない、実際に動き出さないというふうには私  
は思っています。

本日の参考資料で、町村会の資料でしょうか。都市部ではない学校等において、指  
導される方がなかなかいないのではないかと危惧がされています。

私は長野県なのですが、県下を見ても、都市部では指導者がいるかもしれませ  
んが、少し外れると、なかなかそういう方が見つからない。そうすると、やはり  
教師が、「意欲のある教師」という言葉が非常に重要になってくるのではないかな  
と思います。今回の改革が子どものためにならなければ意味ないわけで、子  
どもたちにとって意味のある改革にするために、その移行期、そして将来像  
においても、「意欲のある教師」というのは関わっていくべきであると私は思  
います。それは中途半端とかではないと思っています。

私としてはそのところは非常に重要な部分だと。あと、スポーツ庁との整合性  
もありますので、残していただいたほうがよいのではないかなと考えますが。

あと、この資料の後半で、兼業等に関わる 18、19 ページのところ  
で「指導を希望する教師等の在り方」の兼業等のところにもしっかりと明記  
されているように、意欲がある教師は兼業届を出して指導するわけですよ  
ね。ですから、最初のところにも書かれていても問題ないというふうには  
私は考えます。以上です。

**(北山座長)**

ありがとうございます。おっしゃるとおり、実際、部活動を運営するに  
当たって教師の力というのは、大きいものがあるのは確かです。

両者の意見があると思うのですが、これに関して、植田委員、何かご意見  
ございますか。

**(植田委員代理)**

吹奏楽連盟、石津谷に代わりまして、本日参加させていただきます、副  
理事長の植田です。公立高校の国語教師をしております。

今の齊藤先生の意見に賛成です。石津谷と同じ意見ですが、やはり移行期であるとしても教師の力は大きいものでありますし、実際に「意欲のある教師」が、例えば吹奏楽の活動を引っ張ってきたのは間違いありませんので、今後も移行に当たっては教師の力が不可欠であると思います。兼職兼業でやらせていただくというのは大変ありがたいことで、逆同調圧力によって教師が、意欲があるにも関わらず参画できないと指導に携われないというのは問題があると考えます。活動自体が衰退してしまうことにもなりかねないと思います。

併せまして38ページの中学校の教師の採用選考・人事配置などについての件ですが、この1番の現状と課題の丸の2つ目「教師の採用に当たり、部活動指導に係る意欲や能力を」、これも同じような書き方ですよ。 「評価して選考を行うことは、教師として担う機会が減少していくものを評価することとなり、本人の意欲や能力と、採用後に教師として担う職務とのミスマッチを生じさせる」というのがありますが、これも今、教師が不足している、希望者が少なくなっているというところで、部活動の指導に意欲があるという人材は大変貴重であると思います。そういう人材こそ採用すべきだと思いますし、教師としての能力と部活指導の能力は、ミスマッチではなくて、一つの要素であると思われるから、その部活動の意欲や能力というのも一要素として評価されるべきではないかと思います。同じように、人事異動に関しましても、学習指導、学校運営、生徒指導、部活動指導、それらを一つの要素として評価すべきものだと思います。

加えて言いますと、部活動指導に長けている教師は生徒指導にも長けていると思います。学校の学習指導はもちろん大事ですが、それと匹敵するぐらい、生徒指導、生活指導というのは大きな要素を占めています。部活動を通して教師が生徒指導において担ってきた役割というのは大変大きいと思います。

ですから、最初のほうの「教師」という表現に問題があるのだとしたら、「意欲や資質、専門性を備えた教師や指導者」というふうに併記させていただけると大変ありがたいと思います。

#### (北山座長)

ありがとうございます。貴重なご意見です。

私もそうですが、やはり現場の側から見ると、これまでの部活は、確かに教員によって支えられてきたものがあります。だからといって、これから地域移行するに当たって、現状をそのままやっていったのでは地域移行できないのではないかというご意見、つまり、地域移行のためには、地域に重きを置いて、教員も地域の中の人間として扱うべきでないかというご意見。それと、教員でなければできないことがたくさんある、そして教員養成の立場からも、これから教師を希望する人たちの気持ちというものもあります。

私としては、両者のお考えがよく分かります。これについては、今すぐどちらと言うわけにはいきませんので、お預かりさせていただいて、事務局と文言を詰めさせていただきたいと思っています。

これに関して、まだ他に何かご発言をいただける方がいらっしゃいましたら、お聞かせいただけますでしょうか。菅野委員、どうぞ。

**(菅野委員)**

私も、今の吹奏楽連盟副理事長の先生の、それから齊藤先生のご意見に賛成です。

第2ステップに入り、いずれ全ての文化部活動を学校から切り離すにしても、今回の提言は土日についてだけ取りあえず切り離しましょうという経過段階です。ですから、現段階では明らかに教師が関わらなければいけないことです。意欲のある先生方という文言は、それをむしろ強調していただきたいという思いでいます。「意欲のある教師」、しっかりとこの教師というのを前面に出していただきたいと私は思っています。以上です。

**(北山座長)**

ありがとうございます。おっしゃったことは、これからの改革集中期間におけるガイドラインの改訂にも関わってくるかと思えます。

大坪委員、どうぞ。

**(大坪委員)**

今の「教師という言葉を残すべきだ」というご意見をお聞きしまして、残念ながら、私の立場からしますと、いささか音楽寄りなご発言だというふうに聞こえております。

と申しますのは、例えば先ほどの教員採用に関しましても、ある自治体の教員採用試験の調書の中には、自分の教科指導の中で得意とするのは何かという欄と、教科指導外で得意とするのは何かという欄があるわけです。恐らく、音楽の教員免許を取られた方は、合唱指導であるとか、吹奏楽指導であるとか、書けると思えます。一方、私の関係しております美術科の教員養成の場合には、美術と書いても、これは致し方ないわけです。そうなってくると、他のスポーツであるとか、それから、先ほど演劇というお話がございましたけども、演劇をやっていたとかというような形で書かざるを得ないということでございます。

従いまして、教員養成と部活動が、これは表裏の関係にはないということなのです。音楽のほうはむしろそうであろうと思えますけども、決して他の領域においてはそうではないということ、一つお考えいただきたいのでございます。

それから、今回この提言集の構成を見てみますと、第1章のところから具体的な内容に入っておりますけども、第1章の2のところ、6ページです。中学校の文化指導の改革の方向性として、一つは文化部活動の段階的な地域移行、2つ目が地域における文化芸術の振興、これが柱になっております。

当然のことながら、今、反対のご意見の中にもありましたように、取りあえず教師がある程度の力を発揮しなければ、地域移行もままならない。地域によっては、地域でやれと言っても、なかなか人材がないところもある。だから、地域においては教師がある程度の力を

発揮しなければいけない。確かにそのとおりだろうと思います。ただそれはあくまでも段階的な状況で必要なということでございます。最初にあった、教師という言葉は要らないという部分は、将来像を示しているところでございますので、全く趣旨が違うのではないかと考えます。従って、最初の今後の将来像を描いている部分においては、教師という言葉を除いて、「意欲的で資質・能力に長けた指導者」で十分であろうと。その中に教師も入るのだという考え方でよろしいのではないかと考えております。以上です。

#### (北山座長)

最終的な到達点についてのお考えはほぼ一致していると思いますが、そこに至るまでの、先ほど申し上げましたように、改革集中期間をどのようにもっていくかということで、大坪委員のお考えは、もうその先のことを考えましょうということだと思います。ここで「意欲ある教師」という文言がなくても、そのプロセスにおいてはそのお力を活用しなければいけないことはあるだろうというお考えだと思います。

いかがでしょう、他の方。どうぞ、菅野委員。

#### (菅野委員)

以前から申し上げてきましたが、これはやはり都会的な視点での提案だと思っています。私どもの携わる合唱活動の分野において、特に地方では、実際に指導者を見つけることも場所を見つけることも困難であるというのは、明白なのです。兼職兼業を非常に軽く見ているように私は感じています。地方では現職の先生方に兼職兼業していただくしかないのです。先生方をお願いをして、引き続きこの文化を育てていただくしかない。この将来像は、先生方には関係なくやるのだという考え方ですが、全国的に見たときに現実的ではないように思われます。少なくとも合唱活動においては、現職の先生方に頼らなければ衰退の一途をたどることになると思います。そのようなことから、やはり教師という言葉は残していただきたいと思います。

#### (北山座長)

「はじめに」のところに書くから、いろいろな意味が生じてしまって、ご意見が分かれるところかなというふうに思います。これからの改革に当たっては、地域によって、様々な道筋があるでしょうし、多様な方法があるかと思いますが、皆様からのお考えを伺いましたので、お預かりさせていただいて、この件については重要な文言として扱いたいと思っております。

時間のこともありますので、また後で関連してご意見を伺うかと思いますが、ご質問もありましたら、ご質問である旨をお告げさせていただいて、話を先に進めさせていただきます。たくさん関係団体からご意見をいただいておりますので、それについて簡単にご説明いただいて、その後にまたこれに関わることがありましたらご意見を頂戴できればというふうに

思っております。

それでは、いただいたものの中から、次第に従いまして、5分程度ずつとなりますが、ご説明いただきたいと思います。

では、参考資料1について、菅野委員からお願いいたします。

#### (菅野委員)

前回の提言について、われわれ合唱連盟としての意見をまとめさせていただきました。

7ページにわたる文章になりましたが、お読みいただければと思います。特に申し上げたいことだけ、ピックアップさせていただきます。

まず2ページ、中ほどから下のほうで、現状と改革の方向性への意見です。(1)下のほうです。前回の会議では質の高い指導者ということよりも、とにかく地域に移行することが第一義であるかのような意見が出ましたが、われわれが危惧しているのは、下から5行目、地域文化芸術の振興の求められる対応、質の高い指導者の確保だけでなく、その質をどのように認証し、確保した後の指導状況をチェック・管理監督するのかという事、これは非常に重要だと思えます。大切な子どもたちを預けるのですから、指導者の資質、これはしっかりと管理監督しなければいけないと考えております。それから3ページに入り中ほどですが(1)でポツの3つ目の最後のところです。その質の検証、営利や実績本位にならない仕組み、それから支援策の構築など、問題点を明記して、解決すべき課題を提言すべきだと思えます。指導者の売名のため、あるいは金儲けのためにこれを使われるようなことのないように、チェックをしていかなければいけないという事です。

次に(2)活動場所の確保について、地域公民館などはもともとそこで活動している地域団体が使用し、埋まっているのが実情ですので、そこに割り込むというのは、無理なことです。活動場所の確保の問題点をきちんと列挙すべきであると考えます。

次に最後のところですが、地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の構築の方法、この結びは「指摘する声もある」ではなく「混乱が生じるため、あらかじめ解決策を検討すべきである」と断言していただきたい。

次に、4ページ、この移行に関して、(4)の3行上、地方公共団体のスタート地点がまちまちなのが現状です。既にこの活動を開始している自治体もある一方、まだまだ検討もしていない自治体もある。地域移行について3年間を目途とするというのはとても難しい事だと思います。前回も議論になりましたが、この3年間を使って検討するというスタンスで行ったほうがいいのかというご意見の委員もおられ、私もそのとおりだと思います。少しそれますが、スポーツ庁の提言に対する緊急意見が、全国市長会から提出されましたが、とても厳しい内容です。前回の議論では、これから3年ではなく、既に2019年にガイドラインが提示され、地域移行については周知の事であり、3年先という目途を決めなければいけないというご意見がありましたが、実態はこういうことです。地方自治体が財政の計画も立たぬまま、どう対応し進めればよいか、痛切な全国市長会からの緊急意見でありま

す。

最後に、子どもたちの受け入れ団体として、地域の芸術文化団体を想定していますが、それぞれの文化団体は、自分たちが文化活動を楽しむ組織であり、中学生たちと共に活動する、あるいは指導者を派遣するという意識はないと思います。地域の文化芸術団体が部活動指導に人的・経済的な資源を投入し、真摯（しんし）に部活動を推進できるのかは、慎重に見極め判断する必要があるということが重要だと思います。

他にも申し上げたいことはございますが、時間もありませんのであとはお読みくださるようお願いいたします。

この度の改革により、培われてきた大切な合唱という活動が衰退すること、合唱を愛する子供たちが減少してしまう事があってはならないと心から願っております。私ども合唱連盟の強い思いを何卒お汲み取りくださいますようお願い申し上げます。以上です。

#### **（北山座長）**

ありがとうございました。

私もまだ全部を細かく読んだわけではありませんが、指摘された人材の件ですとか場所の件、あるいは自治体とのことと、そして期限のことですとか、おっしゃることはよく分かります。また細かく読みまして、事務局と検討を進めていきたいと思っております。

それでは、次は資料2に基づいて、富士道委員からお願いします。

#### **（富士道委員）**

では、全日本中学校長会の見解のほうをお話させていただきます。大きく7つ、お話をさせていただきます。

まず一点は、この地域移行に関しましては基本的に賛成であるということでございます。

次、2点目ですが、これまで、部活動、学校の部活動が教育活動の一環として担ってきた役割を、地域等が、一気に担うことは容易でないということは理解しています。

従いまして、これから、学校が担ってきた部活動が、縮小しながら、やがては完全に移行されるまでの間は、徐々に進めていく対応が必要だと考えます。一気にということではなくて、徐々に進めていくことが必要だと考えています。

3点目です。この移行について主体はどこなのか明確にすることが重要であると考えます。推進主体は、校長ではなく、国、そして地方公共団体、または教育委員会、こういうところが主体者として前面に出て主導していくことが重要だと考えています。

4点目ですけれども、これは提言にも出ておりますけれども、部活動は、今現在、学習指導要領において、教育活動の一環という位置付けになっていますが、やはり早急にこの位置付けの見直しを図りながら、地域移行を進める方向を示すことが必要だということです。

5点目ですが、大会またコンクール等への出場要件のルール緩和が必要であり、これによって、より広く、さまざまな団体、サークルが参加できると、子どもたちにとってもプラ

スであると思います。そういう仕組みづくりが必要だと思います。

そして 6 点目でありますけれども、何よりもこれは地域移行によって地域格差また経済格差の影響を生徒が受けることがあってはならないと考えます。参加を希望する全ての子どもたち、生徒が、安心して活動できる、そういう環境整備をぜひ進めていただきたいというのが 6 点目でございます。

最後ですけれども、国また地方公共団体におかれましては、地域移行のよき、プラスになるところを積極的に広報していただくとともに、国民的なコンセンサスを得る努力も必要ではないかということをお願いしたいと考えています。以上でございます。

#### (北山座長)

ありがとうございます。非常に的確にまとめていただきました。おっしゃるとおり、監督主体ですとか実施主体のことを明確にしなければいけないと同時に、これは地域格差を解消するというのも目的の中で大きいものですので、何よりもそのためには、最後にお書きいただいたとおり、国民的なコンセンサスを得ることで国全体の大きな流れとしていかなければ、容易に解決できることではないと思います。ありがとうございます。

それでは、次は資料 8 です。日本教職員組合、丹野様、お願いします。

#### (丹野書記次長)

失礼いたします。発言の機会を頂き、ありがとうございます。ただ今ご紹介いただきました、日本教職員組合、書記次長、丹野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

さて、日教組は、これまで部活動については、子どもの人権保障、学校教職員の負担軽減の観点から、総合型地域クラブ等への移行を方針としてまいりました。本検討会議において改革の方向性が示されたことで、一層の推進が期待できるものと考えています。

現在、国は、子どもに関する取り組みを、国、社会の真ん中に据えること等として、子ども政策の基本理念とし、「こども基本法」の下、山積する課題に対する政策を一体的に取り組むことを表明しています。その上で、部活動の地域移行においても、誰もが参加できる活動を子どもの人権保障やインクルーシブ社会の実現を基盤に提言されることを望みます。

さて、今回提出させていただいた意見書は、運動部活動の地域移行に関する検討会議に提出させていただいた内容と基本的に同じであります。その確認の下、特にご配慮、ご検討いただきたい内容について、再度口頭にて述べます。

1 点目です。23 年度から改革強化期間と示されているものの、その当事者である、子ども、保護者、学校、教職員等が、何を準備し何をしなければならないのか、全く明確になっていません。来年度中学 1 年生となる現在の小学校 6 年生は、中学 3 年間で強化期間となることとなります。

改革に当たっては、周知のための広報や相談窓口の設置が早急に必要であります。同時に国は、自治体を中心とした実施主体からの丁寧な聞き取りの下、それぞれの実態に即した移

行に向けた支援を講ずることを約束すべきです。

2点目です。地域移行を自治体が推進していく上で、指導者の労働対価、施設整備、修繕費、子ども・保護者の私費負担軽減、文化施設の環境整備費、移行推進に関わる人件費等、多額な予算が必要とされることが想定されます。文化部活動の活動に伴い、学校を使うということを示されていますが、学校には個人情報があふれています。この個人情報の保護をいかに進めるか、学校の整備・修繕対策も必要とされるところです。しかし国による財政面の支援が不明確な状況です。2023年度、次年度予算をスタートに、地域移行を円滑に推進していくに足る予算確保を示すことが重要であるというふうに考えるところです。

以上、意見書について、2点にまとめて報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

#### (北山座長)

ありがとうございます。

やはりそれぞれの団体のお立場からの確なご指摘いただいているなと思って、聞かせていただきました。また私のほうでも細かく検討させていただいて、事務局と合わせていきたいと思っています。

皆様からご意見を伺うのは後にして、ここにいらっしゃる方々からのご意見の他にも、参考資料3から9までご意見を頂戴しておりますので、事務局のほうからこれらについてご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### (事務局)

まず参考資料3でございます。こちら、全国都道府県教育委員会連合会様からご意見として頂戴しております。簡単にご説明してまいります。

まず1ページは地域移行に関する理解促進ということで、具体的には2ページ、地域移行について、文化庁、関係団体等における協働体制の明確化ということと、それから背景、趣旨につきまして幅広く周知すること、今頂いた恐らく全日中様それから日教組様からのご意見とかぶるところかなというふうに思っております。併せて、各主体の十分な財政支援と制度設計、具体の制度設計により、今後の方策を明確に示すということをお願いしております。

2番目、地域移行に伴う新たな経費負担への対応ということに関しましても、こちらも国の財政支援あるいは困窮する家庭への費用負担に対する支援というところを特記していただいております。3番目、文化部活動地域移行に係る最終的なビジョンの提示ということについては、今後の夢のある理念、ビジョンということを示して、最終形の実現時期を示すということ。一方で、学校現場、地域の実情に応じた多様な、スケジュールや道筋、方法で進めることも認めてほしいというふうなご意見でございます。

3ページ、4番目の柱でございますが、こちら、地域での部活動指導を希望する教職員に対して、各教育委員会が円滑に兼業兼職許可を与えることができるように、国が具体的な例



を示し周知すること等が書かれております。5 番目、学校施設の管理運営に関しましては、中頃になりますが、国において施設利用のルール作り、管理運営ガイドライン等を作成して事例を示すこと、併せて必要な財政措置ということが書かれてございます。

6 番目、高等学校部活動に関しても、4 ページ、現状の課題や将来像について触れて、かつ、大会規定の緩和についても働き掛けをしてほしいということ。7 番目、学校や教育委員会と首長部局との連携というふうなことで、意見を頂いているところです。

続きまして参考資料 4 になります。こちら、全国都市教育長協議会からのご意見です。

1 番目、現状と改革の方向性の関係につきましましては、ポイントといたしましては、2 段落目の一番最後、生徒目線の改革を推進していただくように要望ということ。それに併せて、3 段落目の最後、これまで中学校の部活動が担ってきた教育的な役割が地域移行によって失われることのないような議論ということでもございました。2 番目のところの柱でございますけれども、中学校のみに限らず、世代を越えて生涯にわたって文化芸術に親しめる環境づくり、これに対する国の支援ということです。

3 番目の項目、団体の充実や指導者の確保というところに関しましては、次のページ行っていたきまして、財政支援を強くお願いしたいということでもございました。4 番目、指導者の質の確保、これに関してはさまざまご意見いただいているところで、そういった質の担保が望まれるというふうなことでございます。

5 番目、活動場所の確保につきましましては、やはり文化部に関しては学校が活動場所となることが想定されるということ。それから吹奏楽に関していえば、楽器の運搬、こういったことについての解決策が必要だということ。6 番目、発表会、コンクール等については、見直しが不可欠ということ。7 番目、保護者負担に関してというところで、日本スポーツ振興センターの補償と同等の補償の要望。それから、保護者負担の増加によって部活動を断念する生徒が出ないようにするような財政的支援ということ。

8 番目、指導要領関係では、総則の規定の見直しが必要ということと、高校入試改革も並行して行う必要ということ。9 番目、地域移行の取り組みが進められている間の文化部活動に関しても、ガイドラインが必要ということ。10 番目、達成時期に関しては、今後 3 年間で心配という声が、多くの声が寄せられているというふうなことで、ご意見を頂いているところです。

続きまして、参考資料の 5、中核市の教育長会からの意見でございます。

1 つ目、地域の受け皿となる指導者の質・量の確保のところに関しては、2 行目からになります。指導者資格のライセンス制度などが文化活動にあまり見受けられないというご指摘。なので、2 段落目の最後のところで、平日における移行も併せて考えていくケースもあるだろうということ。

2 ポツ、文化施設の確保に関しては、1 段落目の最後辺りですけれども、学校部活動と地域部活動との違いが見えづらくなって、責任の所在が運動部活動以上に明確化していく必要があるだろうということ。学校施設の活用された場合については、学校管理の上から、そ

れに関わる教職員の負担が増えるということの危惧です。

3 ポツ、大会・コンクール等の在り方については、今回を見直す機会として、地域移行後も参加資格等に不都合が生じないよう、上位大会から整理していく必要ということ。4 ポツ、会費や保険のところについては、これは予算措置というふうなところでご指摘を頂いております。次のページ行っていただきまして、吹奏楽部に限定したお話としては、やはり楽器の個人負担、楽器の運搬、個人の負担が大きくなるのではないかというふうなご指摘です。

5 ポツ、地域部活動の目的、責任の所在の明確化というところに関しまして、1 段落目では、存続のためには兼職兼業により対応していくことが比較的多くなると考えると、2 段落目で、学校施設のところでございますけれども、その目的は、もしするとすれば、子どもの健全育成となって、責任は学校や教育委員会となると。一方で、3 段落目、地域部活動が学校部活動と別物であれば、運営主体ごとに目的が多様化して、複雑な活動形態になるだろうというところで、その目的と責任の所在がより明確にされることを求めているというふうなところがございます。

それから、続きまして参考資料 6 が全国町村教育長会から頂いている意見になります。

こちらは、一番上の丸のところ、町村が抱える現状についてというところで、1 つ目のポツ、最後のところですけども、先ほどのご議論ではないですが、引き続き教職員が担当せざるを得ないのが実情ということ。それから 2 つ目のポツ、これも今までご議論あったと思いますけれども、都市部との格差がさらに拡大する懸念。そして、同様かと思いますが、3 ポツ目、一定のレベルを有する人材の確保が難しいこと。そして、またさらにはということで、次のポツ、現職兼業希望者も期待できないこと。それから下からの 2 番目のポツになりますが、受け皿として考えられる地域文化芸術団体が、主として高齢者を主体とした活動内容で、中学生の部活動にそぐわないということ。以上を総括して、運動部活動と同様の課題があるというふうなご指摘を頂いております。

特化してというところで、吹奏楽部の部活動の運営についてということで、吹奏楽部について、学校の部活動から地域移行することが可能なか検討すべきではないかというふうなご指摘等々、頂いております。

次のページ、国からの財政等の支援というところにつきましては、予算措置はもとより、体制整備も含め、一層の支援が必要であるということ。2 ポツ目といたしまして、新たに発生する財源について、小さな自治体では負担が大きいのので、国や県からの補助が必要。一方で、自治体文化施設の減免等の措置は、各自治体の裁量で可能であるというふうなことでございました。それから、先ほどもご議論ありましたけれども、国からの積極的な情報発信についてというところについて、特に文化庁から各市町村への情報共有体制が必要というふうなことで、ご指摘を頂いております。

駆け足になって恐縮ですが、続きまして参考資料の 7、全日本教職員連盟から頂いているご意見になります。

まず、1、文化部活動に関する現状認識のところにつきまして、ざっとご説明してまいり

たいと思います。1段落目、まずは部活動について、教育的な意義を持ってきて成果を上げてきた経緯があると。ただ一方で、その指導については、ほぼ全てを教職員が担っていたので、時間的、精神的負担が非常に大きい。さらには引率等々で負担も増大している。特に、さらに文化部活動においてははというところで、日本に伝統的に伝わる楽器等の指導、地域の伝統行事等との関わり等、さらにはそういった運動部とは違った難しい面が指摘というところでは。

2段落目でございますけれども、学校単位で教職員が指導する部活動という制度自体の問題ということのご指摘を頂いております。3段落目、ガイドラインに沿った文化部活動等々、部活動の運用が行われ始めたけれども、一方で大会の実施については大きな変更がないから、問題点が指摘されている。特に文化部活動についてははというところで、3段落目の最後ら辺に書いてございますが、室内で行うことが多いため練習時間が長くなる等の問題も、学校現場からは意見として上がってきているというふうなところでございます。

4段落目、5段落目については、経緯をお書きいただいております、ページ数を振っていませんので恐縮ですが、次のページ行っていただきまして、上のところの1段落目、文化部活動の地域移行について文化庁より提言としてまとめられることに対しては、評価を頂いている。2段落目、文化部活動と運動部活動は若干の相違点はあるけれども、同じ学校単位の部活動として運営しているので、その地域移行スケジュールに違いがあれば、その学校内、教職員内であつれきを生むことが、恐れがあると。ですので、実施時期、待遇面の違いがないようにしていただきたいという学校現場の思いということを書いていただいております。

続きまして「はじめに」のところに関しまして、3ページ目、全日協連見解というところでございます。これも今まで縷々（るる）ご指摘あったところかと思っておりますけれども、部活動の地域移行の実現にとって一番の課題は、やはり学校や地域によって事情がさまざまあるという点だということ。それから2ポツ目のところ、下線を引いていただいておりますけれども、質の高い文化芸術活動を地域における文化芸術の発展の主体的形成者というふうに捉えた点については重要だけれども、この点を重視するあまりに部活動の地域移行が道半ばで終わることがないようにする必要ということ、ご指摘いただいております。

第1章に関しましては、下の点線囲みの全日教連見解の1ポツのところですが、部活動が持続可能ではないという前提を示したことを評価していただいているというところでございます。続きまして4ページ、2ポツのところに関しては、休日の文化部活動から段階的に地域移行することと、それから、ここはちょっと言葉が足りてないのだと思っておりますけれども、平日を視野に入れというふうなことに関して、記述に関しては評価するけれども、さらに踏み込むべきではないかというふうなご提言を頂いております。

第2章、5ページ目のところ、全日教連の見解のところでございます。1番目の1ポツ目、先ほどのご指摘にもあったかと思っておりますけれども、運動部と比較すると、やはり文化部は圧倒的に受け入れ団体が少ない、指導ができる人材が不足しているという点。それから2ポツ

ツ目、活動場所についても学校施設を活用せざるを得ないという点。3番目といたしまして、運動部活動以上に学校に依存する形になるのではないかと。教師の兼職兼業発令で、報酬を支払うことによって教師の負担を緩和するという方策が想定されると。それから受け皿団体設立のための具体的方策、兼職兼業の際の教師負担についても検討を求めるとのこと。2番目の協議会の設置に関しては、参加する教職員のさらなる業務負担にならないようにというふうなことで、ご指摘を頂いています。

続きまして第3章のところ、6ページ、7ページのところに見解が述べられてございます。

まず6ページ、下のところ、全日教連の調査でも、地域移行を望む声は回答者の98%というふうになっているけれども、課題としては団体との連携等の環境整備ということなので、好事例の横展開を積極的に進めてほしいというご意見。7ページに行っていただきまして、縷々ご要望ありました、国費での支援が不可欠という点が2番目のところ。3と書いてあるところに関しましては、全日教連も令和2年度の提言において兼職兼業の認可を求めてきた経緯。それに対して通知を出したけれども、発出後もその事例が増えないということ。なので、本提言にあるとおり、速やかに兼職兼業の運用に係る考え方等を整理する必要があるということ。それから最後のポツのところに真ん中頃になりますけれども、こういった兼職兼業の制度によって、望まない指導が常態化することは絶対に避けなければならないというふうなご指摘でございました。

第4章でございます。8ページ、施設関係でございますが、1つ目のところの最後ら辺になります。音楽室、美術室等、校舎内にある場合が多いので、管理面での注意が必要ということ。それから2番目といたしまして、施設改修について、例えば国庫補助率の算定基準引き上げといったことを望むということ。

それから第6章でございますが、9ページ、見解のところになります。大会等の引率業務も教職員の手から離すことが当然であるということ。それからこれに関連してというところで、移行期間においても引き続き部活動支援員の配置増を要望するということ。それから、2つ目のポツ、大会運営について希望しない教師は関わらなくてよい仕組みを構築するということと、大会運営に参画する場合、希望者については発令によって一定の報酬を得て参加する体制構築を望むということ。

それから、第7章、会費の関係につきましては、10ページ、部活動は無償である、下のほうになりますけれども、部活動は無償であるとの国民の意識を払拭して、指導に見合った対価を支払うことが認識されるような啓発活動を、文化庁、スポーツ庁、連携して行うこと。それから経済的困窮生徒への支援に関する国による補助の仕組みについて言及いただいております。

第8章、指導要領等の制度関係でございますが、11ページ、見解といたしましては、一番上でございますが、指導要領総則の部活動の規定について、次期改訂のタイミングでの見直しを図るということについて示した、本提言についての評価を頂いております。それから、必ずしも教師が担う必要のない業務であることを明確にする必要があるということ。それ

から、1と書いてあるところがございますが、全日教連のほうの令和2年度の提言の段階ということにつきましては、部活動を学校教育から今すぐに切り離すことは現実的ではないというふうにはしてきたけれどもというところで、最終的には学校教育の一環であるとする記述を削除することも含めて検討することによって、学校教育から切り離し、社会教育での位置付けを明確にする必要があると。このことによって部活動の地域移行をより加速させることになるというふうなことで、ご提言を頂いております。

続きまして入試等の関係についてということでは、12ページ最初のところ、1ポツ目のところに関しましては、最後のほうの段落になりますけれども、一般入試、推薦入試と、さまざまな入試制度と部活動との関係について、抜本的に見直し、整理することの要望。それから2ポツ目、教師の採用選考・人事配置等について、最終的なところでは、下線のとおり、優秀な音楽科や美術科教師等の採用についても考慮した上での検討をお願いしたいということ。最後のポツに関しましては、教師側の意識改革も必要で、本務である学習指導、生徒指導により、生徒、保護者の信頼を得ることができるようにしていくことが重要ということで、述べていただいております。

第9章でございますけれども、13ページに行ってくださいまして、ここのポイントは恐らく見解の2ポツ目のところの、部活動指導員の確保等による指導体制の見直しが重要ということをお願いしております。

そのページの一番下、第10章に関係するところで、スケジュールについて、地域状況に配慮しつつ、3年の改革集中期間を設定していることに関して、評価を頂いております。基本的に例外を設けないで行うことが重要だけでも、下線のところ、地域ごとに大きな差があれば、不公平感から混乱を招いて、教育への信頼が揺らぐ可能性があると。

「また」というところで、他地域との比較等により、携わる教職員が批判されるような事態を招くことも想定されると。なので、しっかりとスケジュールを示すことにより、足並みをそろえた改革が実現するだろうと。最後のポツのところ、平日の部活動移行についても可能であれば目安となるスケジュールを示すことを要望というふうに頂いているところでございます。

最後になります。参考資料9、こちらが指定都市からの意見ということで、ざっくりとご紹介してまいりたいと思います。

浜松市からは、教育委員会が兼職兼業の許可をする際の条件提示、ガイドラインの改訂ということ。

新潟市からは、先ほどもございましたが、文化部の地域移行には、会場、施設、器具等の対応が難しいというご指摘。運動部以上に指導者の確保、参集形態が難しいというご指摘。

京都市のほうからは、地域で身近に親しむことのできる機会を確保し、生涯を通してそれらを楽しむ機会を充実する条件整備は重要という基本的な認識なので、次のポツ、国方針には賛同するけれども、財政支援の枠組み、指導要領の位置付けが不透明なので、計画が立てにくい状況と。時期的な問題に関して、3つ目のポツのところ、令和5年度や7年度はも

ちろん、それ以降についても財政措置をお願いしたいということ。4つ目のポツのところについては、家庭の経済力格差とならないような財政措置。最後のところは、部活動の在り方の見直しを通じた、教員の働き方改革の指針を示されたい。また高校での地域移行に関しても検討されたいというご要望です。

最後、大阪市のところになりますけれども、一番上、地域の構築方法等については、体制づくりの重要性、積極的に関係者への働きをしてもらいたいということ。それから指導者の質・量の確保についての国の支援ということ。3つ目といたしまして、活動場所等々につきましてのお国の支援と、経済的な理由による費用等も含めた支援ということ。大会の在り方については、仕組みや在り方についての見直しを要請してほしいということ。会費・保険の在り方につきましては、保護者負担は極力軽減させるべき。それについての財政措置、ルール策定等の支援。それからスポーツ安全保険の補償内容の充実に向けた国の主導ということ。最後、関連諸制度につきましては、部活動指導員の拡充、それから全体として地域移行を進める自治体負担の軽減ということで、ご意見を頂戴しているところでございます。

雑ぱくになりますけれども、以上でございます。

#### (北山座長)

ありがとうございました。

関係各所からのご意見、誠にありがとうございます。やはり大事なことは、どちらからいただいたご意見の中でも、重なって挙げられているなど思いながら聞かせていただきました。これらのご意見につきましては、事務局としっかりと確認させていただきます。

それでは、いただきましたご意見全般につきまして、皆様からご意見あるいはご質問等ございますでしょうか。ご質問につきましては、事務局からもお答えいただきます。いかがでしょうか。今後のこともございますので、委員の間で共有しておきたい考え方とか、そういうものもお聞かせいただく必要があるかと思います。

先ほどの各団体からのご意見について、まだご意見をいただいていない団体もあるかと思いますので、何かありましたら、口頭でもお願いできますでしょうか。

齊藤委員、どうぞ。

#### (齊藤(勇)委員)

日本地域部活動文化部推進本部の齊藤でございます。今日は、大変貴重なご意見、先生方のさまざまなお言葉、本当に勉強になりました。ありがとうございます。

私は地域からの立場で関わっております。特にこの文化部活動改革というのは、単に学校の部活動を改革ということだけでなく、地域全体の文化振興、強いて言えば、地域振興、まちづくりとか、人づくりとか、そういうところと深く関わっている非常に重大な内容かと捉えてきておりますし、そのように意見表明もさせていただきました。

その中で、先ほど校長会の富士道委員からもお話がございました、国民的なコンセンサス

というのは、非常に大事だと思います。私も NPO 法人の立場で、前回の会議でも意見を述べさせていただきましたが、子どもたちも保護者も含め、それを取り巻く地域の住民の皆様一人一人が自らその主体者意識を持つという、壮大な改革であって、その重要な契機になる場所だと思います。

その点で、今回のこの提言（案）を素晴らしく取りまとめていただいた内容の中の、特に第 1 章です。第 1 章の 6 ページ目のところの「求められる対応」の 1 個上の行なのですが、特に前段階からずっと人口減少のことが言われていまして、スポーツ庁さんも人口減少のことがグラフ化してはっきり書かれています。そういったことを含めて、これまでの形を継続していくことが困難であるということに加えて、さらに極めて困難とまで明確に書かれたことは、非常に重いと思われまます。

そういう中で、7 ページの下から 3 行目のところなのですが、これは先ほどもお話ししました、文化芸術活動全体を振興する契機としていくことが必要であるとあります。この点が大変大事なことで、まさにこれが国民的なコンセンサスを得ることになるかと思われまます。

学校の文化部活動の地域移行という、関係者だけの中でこれが話題にされてしまうような方向ではなくて、もっと広く、自治体や様々な文化芸術、科学等に関わるような関係の皆様、あと、様々な関係機関があるかと思うのです。そういうところに、特に文化庁さんとして、今回この提言が発出されるかと思うのですが、その後、どのようにこれを広めていくのかということのお考えがございましたら、是非伺いたいと思っております。

所定のところに流して、上から下ろしていくというのももちろんあるかと思うのですが、それ以外にも国民的なコンセンサスを得るために、例えば、今、ウェブとか、オンライン、これだけ SNS とかが発達しております。たとえば、オンラインの座談会やシンポジウムとか、SNS を通じたさまざまな発信とか、どのようにしてこれをもっと広めていこうか。それも今年だけではなくて、ずっとやっていかないといけないかと思うのですが、その辺りを是非、今回の提言（案）とは、直接どうのこうのという話ではないのですが、少し思いましたのでご質問させていただきました。以上です。

#### （北山座長）

ありがとうございます。

国民的なコンセンサスをどのように得ていくかということを確認しなければいけないなというふうに思いました。この件につきましては、学校や生徒たちの問題だけではなく、子供たちが住む地域、もっと広く言えば、日本のこれからの持続可能な文化の問題に大きく関わってきますので、ご意見の内容を生かしていきたいと思われまます。また後ほど、もし国民全体のコンセンサスを得る方法について事務局のほうでも何かご予定とかあるようでしたら伺います。

また、今伺ったご意見に加えまして、齊藤委員の日本地域部活動文化部推進本部、Pocca

さんのほうから、改めて意見書もいただけると伺っていますし、中文連さんのほうからも改めて意見書を頂ける予定と伺っておりますので、また読ませていただいて、ご意見を生かしていきたいと思っております。

他の方、いかがでしょうか。どうぞ。

**(野口委員)**

感想でよろしいでしょうか。

日本の力というのは、例えばオリンピックで金メダルをいくつ取ったとか、運動のほうにもずいぶん力が入っていますけども、やはり日本の文化というのは世界からも注目をされる非常に大きいものだ、私は個人的に思っているのです。この会議で皆さまが、ほんとに子どもたちの文化的な力をどうやって伸ばせばいいんだということを、真剣にこうやって議論して話し合っているということは、とても価値があるなというふうに感じています。学校で今までやってきた部活動が地域に移行していく、その際には、やはり今まで以上に子どもたちの持つ、将来、文化的な力をより大きくしていく方向に進めていっていただけるのを望んでいますし、私もそこに微力ですが努力をしていきたいなというふうに感じております。今後ともよろしく願いいたします。以上です。

**(北山座長)**

ありがとうございます。まさに文化庁で進めているところの「文化芸術立国」に向かっていく重要な基盤となる改革かなというふうに思っております。

村田委員、どうぞ。

**(村田委員)**

兵庫県の村田です。

今のそれぞれの団体さんからの意見書と提言も読ませていただいて、感じていることですが、やはり地域移行するという点に関して、周知をすることは、対象、方法も含めてすごく重要ではないかというのを改めて感じさせていただきました。

地域にいろいろな方々がいるはずなので、それを掘り起こしていくには、より多くの方々に周知を図っていく必要があります。そのため、国がどんな考えで進めていこうとしているのか、あるいは、それぞれの学校や自治体はどんなふうに感じているのかといったことを、しっかりと踏まえた上で伝えていく必要があると思っています。そこを丁寧にしていけば、国全体として地域移行に関する理解も深まって進んで行くのではないかなと思いますので、その点で具体的な方法を考えていく必要があると思っています。以上です。

**(北山座長)**

ありがとうございます。



やはり地域とどのように学校そして国が関わってこの国の文化をつくっていくのかということが大事なのだと思います。そのためにも、子供たちの幅広く文化に関わる環境づくりが大事なかなというふうに思っております。

他の方、いかがでしょうか。どうぞ、吉田委員。

#### (吉田委員)

富山県教育委員会、吉田でございます。いつもありがとうございます。

今の地域への広報ということにして、先ほど富士道委員のほうからも、全日本中学校長会のほうで、積極的に広報活動行い、地域移行のよさについてというようなことがありました。

私も、うちの部屋は生涯学習・文化財室ということで社会教育も担当しておりますので、そういったことも含めまして、地域でその地域部活動に移行することでどういうメリットがあるのかということ積極的に発信していくことで、地域の協力を得られる、また関心を持ってもらえる人が増えていくということは、とても重要だと思っております。

提言の中にも地域ボランティアという言葉もありました。やはり指導者だけではなくて、その体制をつくっていく上では、やはり地域の方々の協力っていうのは非常に重要になっていくと思いますので、そういった上でも、地域の活性化につながる、地域の方々にしっかり理解してもらうということが、支援してくれる人を増やすということにもつながると思っておりますので、こういった広報というのは非常に大切だというふうに思っております。

#### (北山座長)

ありがとうございます。

地域の活性化のためにも、この改革に地域の皆様がどれだけ加わっていただけるか、それを国がどのようにまとめていけるかということが大事なかなというふうに思って聞かせていただきました。

各自治体の教育長さんたちから伺ったご意見の中にもありましたように、現場的にはかなり吹奏楽が問題になってくるかなと思いつつながら、私自身も吹奏楽の現場におりますので、ひしひしと感じております。

現時点で要望書という形は出ておりませんが、吹奏楽連盟さんのほうで何かここでもございましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

#### (植田委員代理)

はい。よろしく申し上げます。

理事長などとも話をしまして、吹奏楽連盟としてお願いしたいことがいくつかございます。

一つは兼職兼業者の身分保障ということです。今回、兼職兼業についてはいろいろご配慮

いただいて大変ありがたく思っていますが、身分保障を手厚くしていただきたいということです。

2つ目は、やはり国による財政的な措置、財政的な援助です。できるだけ財政的に援助していただけるということを明確にしていきたい。吹奏楽活動を持続的にするには、とにかく場所とお金が必要です。公共施設を優遇的に使えるようにしてほしいと書いてありますが、市町の話では減免措置などあるというふうにも書かれていましたが、今、コロナもありまして、各施設、公共施設だけではなくいろいろな施設がありますが、軒並み値上げされています。冷暖房費も相当値上がりしています。中学校・高校が演奏会などで使うにしても、非常に負担になっています。そこで優遇措置してくれと言ってもなかなか問題ですし、そもそも場所が、先ほどもありました通り、場所がいっぱいで借りられないという問題があります。それから吹奏楽の場合は1つの部屋だけ借りればよいというものではなくて、パート練習のためにたくさん部屋も必要です。その費用を考えると莫大なものになりますし、楽器を運んだり、保管したり、購入したり、メンテナンスしたりと、本当にお金がかかります。そういう意味で、是非、財政的な援助を頂きたいと考えます。そうでないとやっていけないということです。

3つ目は、活動の責任の所在を明確にしていきたいということです。これは先ほどもいろいろなお配慮がありましたが、今の段階では、臨機応変といいますか、それぞれで責任があちこちに行ったり来たりしてしまうということがあるので、今後の課題として、是非具体的に明確にしていっていただきたいと思います。

4番目は地域移行の達成時期ですが、やはりこれも早急にしないでじっくりとやっていただきたいというのが吹奏楽連盟からの要望です。

#### (北山座長)

ありがとうございました。

国による援助がどのようにあるかということは、やはり皆様も一番気に掛けていらっしゃるところで、私も学校に伺いますと、先生方から指摘されるのは、やっぱり一番がそれです。

合唱のことにつきましては、合唱連盟さんのほうからもありましたけども、土日の文化施設等は今もうすでに混んでいて、その中で子供たちのために何とかご協力いただきたいということを、国民全体で支えていけるようなコンセンサスづくり必要になります。先ほどから伺っているようなことが達成できないと、何で学校だけが優先なのかという形になってしまうので、学校ではなくて地域であるということでこの改革が進められなければいけないのかなというふうに思いました。学校と地域がどのように融合・協力・協働し合えるかということが重要だと思います。そのためにも、おっしゃたような責任の所在を明確にすることも一つの重要な方向ですし、吹奏楽の現場から考えると、達成時期が3年でうまくいくのかというのも、これからのガイドラインの改訂にも関わっているかと思っています。

これから各団体からのご意見を伺いながら文化庁としては進めていかなければいけない重要な時期がやってきているところかなというふうに思います。

いかがでしょう、他の方からもご意見、あるいはご質問でも構いませんが、どうぞ。

### (齊藤 (忠) 委員)

信州大学の齊藤です。

改めて、今回、参考資料等を拝見させていただいて、いろいろな団体さんからの期待と、あとは不安といいますか、現実的に危惧される点がかなり挙がっていますので、前進していくことが大変なことが、誰もが予想されることだと思います。

ちょっと話はそれてしまうかもしれませんが、今回の改革の一番のものは、教師の働き方改革ということですから、ある意味で、教師サイドからの現状のバランスの崩れというのか、学校教育における教師サイドのバランスの崩れと考えることもできるかもしれません。一方、生徒の側、子どもの側からの何らかのバランスの崩れがあるかとか考えると、今の中学校の状態については、一概には言えないところもありますが、昭和の時代と比べると、平成の時代と比べると、令和の時代の今の中学生は、全体的に落ち着いた、ある意味でバランスが取れているような気がしなくもないのです。今回、改定を進めることによって、生徒のバランスが崩れてきはしないかということが心配されます。歴史は繰り返されるというので波があるのはやむを得ないかもしれませんが、昭和の時代のように生徒たちが落ち着かない状況となってしまえば本末転倒で、また教師がそこで大変なことになってしまうわけです。今回の改革があくまでも生徒にとってどういうメリットがあるかってことを十分に生徒たちにも伝えていく必要があると思います。

周知の方法についてはこれから行われていくと思いますが、教員にはもちろんですが、主役である生徒たちにこの改革のことをどう伝えていくのか、正しい情報を伝えていくのか。そして生徒たちにとって未来が広がっていくような、文化活動が日本においてより広がっていくような、そのような示し方も必要だと思います。この提言書が出た後、具体的なガイドラインに、そういう内容につきましても、しっかり示していく必要があると思うし、生徒たちのメッセージも必要かなと感じております。以上です。

### (北山座長)

ありがとうございます。重要なお意見だと思います。

いかにして子供たちが豊かに幅広く文化に触れることのできる環境を備えるかということが議題になっていますが、子供たち、そして日本の将来に向けて、文化立国としてこれを成し遂げるためにも、その主役である子供たちにこの改革の趣旨を十分に理解してもらえよう形にしていきたいと思います。

現在の学校現場を見ておきますと、この何十年、30年、40年の間に、すごく動いてきておりますが、この間に学校が、つまり教員が直接子供と向かい合って共に学校社会をつくっ

てきたと同時に、保護者の皆様のご協力ですとか、マスコミも含めた国民全体が子供たちの学習環境そして子供たちの将来をよりよいものにしていこうという動きが、これまでの日本の教育の中にはあったと思います。

今回の改革も、いわゆる働き方改革ということが重要な要素にはなっておりますが、子供たちが伸び伸びと明るく文化的な活動をして、そして自らがその中に加わっているという実感をもってもらえることが重要なのだと思います。ガイドラインの改訂にもそのような文言が含まれることを願っております。

はい、どうぞ。

### (熊谷委員)

国民的なコンセンサスが必要だとか、生徒の立場からものを考えるというのが大事だというのは全く同感ですが、これを進める上で一番難色を示すというか、言葉は悪いですがけれども、抵抗勢力になり得るのは、保護者であると私は思っています。

保護者は、今の仕組みが子どもにとって駄目だから地域の指導者に変えてくれ、もっと専門性の高い指導者を望んでいる、そのためならお金も払うし、土日の送り迎えもいとわない、そうは思っていないと思います。一番大きいのは、教員に子どもを預けることは安心なのです。その教員に対する信頼感もありますけど、教員の後ろには学校があり、その責任者である、公立であれば市町村、何かあればとにかく逃げずに責任を取ってくれる、そういう安心感があります。だから今の仕組みが、いろいろな理由、少子化でこの仕組みは長くもたないとか、先生たちの負担が大き過ぎてちょっと無理だから仕組みを変えるよと言っても、正直に言うと、今、既得権益としての、安心して土日まで含めて、安い、ほぼコストなしで預けられる仕組みを壊されるのに、反対するはずです。

だから、何か提言を出す際に、親御さんに対するアプローチの仕方は大事になってくるかなど、そういうふうに思います。ステークホルダーの中で一番強い反対を直接的に言うてくるのは親御さんではないかと私は思っているのです、こういう意見を言いました。以上です。

### (北山座長)

ありがとうございます。おっしゃること、よく分かります。

とりわけ文化部活動におきましては、学校の活動に不満があるから地域に移行してほしいという親御さんたちよりも、今の学校を信頼して先生方に任せたいという方が多いと私も思います。それが文化部の特徴なのかなど。でも、そのためにかなり過重な労働を強いられている学校現場があることも確かです。そして先生方がその期待に応えようと一生懸命やったださっているものですから、子供たちもそれに応えようと努力して、それがいわゆる加熱という形で言われているわけです。今回の改革には様々な要因がありますが、それらを正しく保護者の皆様にも理解していただきながら、よりよい子供たちの育成環境をつくらなければいいなというふうに思います。ありがとうございます。保護者の皆様からもご

協力を得られるような提言の打ち出しが重要ななと思って聞かせていただきました。ありがとうございます。

どうぞ。菅野委員。

#### (菅野委員)

学校教育については、文科省から発出されたものが、日本国内津々浦々まできちんと伝わっていくわけです。ガイドラインの部活動の時間についても、日本中に通達され、それが実行されてきました。

しかし、今回の場合は、文科省を離れた地域の受け皿をどうするかという問題で、自治体のほうが3年間で受け入れ体制を整える事ができるか、というのが重要な問題です。これで犠牲になるのが子どもたちであってはならない。子どもたちを犠牲者にしてはいけないと思うのです。土日の文化活動については、地域と連携して、地域がそれをしっかりと受け入れてくれる、地域がその指導者を派遣し、場所も確保してくれるということが担保されない限り、この改革は成功しないと思います。

やはり伝え方が重要で、文科省からの発出と同等に、いやそれ以上に全国の自治体へ、この度の改革の本質が伝えられ、各自治体の賛同を得て、その意識が熟する事が重要だと思います。先ほど申し上げましたが、全国市長会のスポーツ庁の提言に対する緊急意見書では、この伝達が一方的で、自治体の賛同を得ぬまま、態勢も整わず、意識が熟していないということが問題なのではないでしょうか。この先、文化庁から提言を発出した際も同じようなことが起こるのではないかと危惧します。是非、各自治体がこの改革に真摯に向き合い、体制を整えてくれるよう、丁寧に伝えていかない限り、この改革は達成できないと思いますので、何卒よろしくをお願いします。

#### (北山座長)

ありがとうございます。

先ほどのどちらかの団体さんからのご意見にもありましたように、この改革集中期間の3年間に当たる子供たちが、その犠牲になってはいけないということは明らかです。むしろこの期間に当たるからこそ子供たちが得るものが大きいような改革にしていくことが、それから先の目標達成につながるのかなというふうに思っております。

どうぞ。

#### (植田委員代理)

私は代理出席で本日限りですので、せっかくなので言いたいことを言わせていただいでよろしいでしょうか。

中学生は、地域の子どもたちが全部来るわけですから、学力の差がすごくあります。学習指導だけで子どもたちに自己実現とか自己肯定感を得させようとしても到底無理な話で、

これまでは部活動が、さまざまな子どもたちの個性を発揮できる場があったので、子どもたちもそれぞれの居場所があったわけです。それが学校から地域に投げられてしまうと、学校というのが中学生たちにとって果たして居場所が与えられるのかというのが非常に心配です。

それから、われわれは教員として文化活動を指導してきたわけですが、当然、教育の範ちゅうで指導しているわけです。それが外部に投げられたときに、果たしてそれが教育と言えるものかどうか。文化芸術というものを指導するだけで教育になっているかどうか非常に心配です。

それから、高校入試が過熱している、保護者が過熱しているという問題もあります。これはスポーツ部も同じで、特に私立高校が、スポーツはプロスポーツにもつながっているので非常に加熱しているわけですが、吹奏楽などでも、私立高校が地域あるいは全国的に生徒を集めて、コンクールでいい成績を出したいというような加熱状況になっています。それで公立高校はかなり苦勞をしているというような状態なのですが、そういう状況を文化庁では把握されているのでしょうか。私立高校に歯止めがかかれば、もう少し緩和されるのではないかと思います。

あと、私も部活動の指導がしくて教員になった口です。もちろん学習指導も一生懸命やっています。学習指導の成果が上がり、それから生徒の進路を実現するというのは、すごい教師の喜びでありますし、部活動指導を一生懸命やって、生徒と共に喜びを分かち合うというのは、本当に、生徒も充実感があり、達成感があり、教員側も達成感があり、充実感があります。そういうような、熱意とか意欲を持った教員というのが、やはりこれからも育てほしいなと思います。

学習指導ももちろんですが、生徒と共に文化活動をする、スポーツ活動をする、生徒も教員もやりがいを感じられるような教育あるいは生徒の学校の活動であってほしいなと思います。

#### (北山座長)

ありがとうございます。

そういう先生方のご努力を保護者の皆様がよく承知されているから、先ほど熊谷委員のご意見にもありましたように、地域に移行するに当たっても、さまざまな不安というのがむしろ保護者の方たちにあるのかなと思います。

何かと複雑な改革における手順がございましたけれども、いかがでしょう。今までのところで、事務局のほうからご質問の部分に関してお答えいただけるようなことはありますでしょうか。

#### (事務局)

本当にさまざまな角度からのご意見いただきまして、ありがとうございました。

意見書等々から頂いたご意見としては、やはり地域の実情に応じたスケジュールということ、それから指導者の質の確保ということ、それから、やはり財政、国からの財政措置といったところが中心でいらしたかなというふうに思っております。

そういったところに関しましては、一定程度、提言（案）の文言のほうでは反映されているかなというふうに思っておりますけれども、ただこの提言（案）取りまとめが最後というわけではなくて、ご指摘いただいたとおり、恐らくこの提言（案）取りまとめをもって本格的な推進スタートというところが非常に肝かなというふうに思っております。そういった中で、今、各かなりたくさん委員の皆さま方から、周知、コンセンサスを得ることが必要だというふうなご指摘を頂いたところでございます。

提言案を取りまとめた後のタイムラインといたしましては、まずは国としての事例集作成ということ、それからガイドラインを作成することと、あと兼職兼業等に関する通知を发出するということがございます。そういったものをもちまして、関係者、皆さま方が集まるような場で、周知徹底というところをしっかりと、してまいりたいというふうに思っております。その際には、やはり文化部和運動部がばらばらになって推進というものも、今、受け皿は1つで主に学校部活動としてやっていただいておりますので、そこは幅広く多くの皆さまが集まっていただくような場を設定するというところに関しましては、配慮をしてみたいと思います。

そういったところに関しましては、文化振興部局はもちろんのこと、今、少し植田代理のほうからもお話がありましたような、教育という観点という意味で申し上げますと、恐らく社会教育の方々ということも重要でございますし、それから熊谷委員からもお話ありました、保護者の方ということも非常に重要になってくると思いますので、PTAの方も参画いただくような場面ということも考えてまいりたいと思います。

さらには、関係者というところに関して申し上げますと、文化に関しましては企業の参画というところも重要なことというふうに思っております。特に楽器の関係とかそういったところもございますし。それから地域の関係での文化芸術振興という観点では、メセナ協議会というものもあつたりしますので、そういったところも巻き込んで行く必要があろうというふうに思っております。さらには、文化庁では、文化芸術のプロ団体、それぞれの分野のプロの団体もおりますので、そういったところに関しましては働き掛けを行っていく必要があろうというふうに思っております。

ご質問的なところで、植田代理のほうから私立高校の過熱化のお話があつたと思います。そちらに関しましては、やはり私立学校については建学の精神ということもございまして、なかなかこちらの提言（案）でも「これを必ず守ってください」というふうな等はなかなかしにくいところではございますけれども、何カ所か、私立学校においてもこういった取り組みを参考にしながらきちんと適切な指導体制の構築に取り組むことを望みたいというふうな表記はあるところでございます。

私のほうから以上でございます。ありがとうございます。

**(北山座長)**

ありがとうございました。皆様からもたくさんご意見いただきまして、ありがとうございました。予定の時間になりましたので、議題3に進めさせていただきます。

議題3は「その他」ということになりますが、議事として私の提案をさせていただきたいと思います。

本日、皆様からいただいたご意見につきまして、そして、次回の会議までの間に追加で提出される予定になっております、全国の知事会、市町会、町村会などの団体からのご意見のうち、提言(案)の修正案を求めるものにつきまして、改めて委員の皆様にもメールにて修正案をご確認いただき、最終的な提言として取りまとめ、8月9日に手交するというように進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。では、そのように、今後の手順を進めさせていただきます。事務局から補足があれば、お願いします。

**(事務局)**

はい。失礼いたします。

提言(案)については、前回から全体を通してということでの議論を聞いてまいりました。本日も、意見書をご提出いただきました関係団体を含めまして、委員の皆さまからの活発なご意見、ご提案いただきまして、誠にありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

座長からお話ございましたけれども、本日頂きましたご意見や見解、ご議論いただきました内容と、この後ご提出を予定されております関係団体からの意見書もございますので、北山座長それから齊藤副座長にも内容等ご確認を頂きながら、事務局のほうで修正案を作成いたしまして、委員の皆さまに改めてご確認させていただきたいというふうに思います。

提言として、取りまとめ、かないました時には、8月9日に、会議冒頭に提言を手交いただきまして、その後、委員の皆さま方から、この間の地域移行に関する今後についてのご意見ですとか、ご感想を頂戴する時間を設けさせえただけならというふうに考えております。

事務局からは以上でございます。

**(北山座長)**

以上の提案ですが、いかがでしょうか。異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。本日も活発なご議論いただきまして、ありがとうございました。それでは、最後に次回以降の日程につきまして、事務局から連絡をお願いします。

**(事務局)**

日程につきましては8月9日14時からを予定しております。以上でございます。



(北山座長)

ありがとうございました。次回、第7回検討会議ですが、8月9日火曜日の14時からということでお願いいたします。

それでは、ちょうど時間になりました。また次回もよろしくお願いいたします。それでは、本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。